

## 神戸市教職員組合との交渉議事録

1. 日 時：令和8年5月20日（水）18：00～18：15

2. 場 所：総務課会議室

3. 出席者：

（市）教職員給与課長、教職員給与課労務制度係長、他1名

（組合）書記長、他1名

4. 議 題： 特殊勤務手当の見直し・有料道路の認定対象者の変更について

5. 発言内容：

（市）皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。

さて、本日は、「特殊勤務手当の見直し」と「有料道路の認定対象者の変更」について、ご提案させていただきます。

お手元のほうにお配りしております「特殊勤務手当の見直しについて（案）」をご覧ください。

まず「1. 概要」でございますが、中学校部活動の地域展開「コベカツ」に伴い、コベカツクラブが参加する大会に教職員が従事する場合の特殊勤務手当を新設いたします。また新設する手当との均衡を図るため、対外運動競技等引率に係る特殊勤務手当の時間区分を見直しいたします。

「2. 実施内容」でございますが、はじめに「（1）コベカツクラブが参加する大会に係る手当の新設」につきまして、①大会の企画・構築等の事前準備に係る職務に対する手当および②大会当日の運営に係る職務に対する手当の2つを新設いたします。

①大会の企画・構築等の事前準備に係る手当につきましては、大会の事前準備行為に係る職務を行う期間において児童生徒課と兼務発令を行い、指導主事手当として従事期間1月につき5,000円を支給いたします。

②大会当日の運営に係る手当につきましては、大会当日に審判等の大会運営の職務に当たった場合に、時間数に応じて日額手当を支給するものとなります。

次に「（2）対外運動競技等引率に係る手当の時間区分の見直し」についてでございますが、今回新設する大会当日の運営に係る手当との均衡を図るため「8時間程度」の時間区分を「6時間以上」に見直しを行います。

「3. 実施日」でございますが、令和8年6月1日といたします。なお、新設するコベカツクラブが参加する大会に係る2つの手当については、令和11年3月31日までといたします、

次に、お配りしております「有料道路の認定対象者の変更について（案）」をご覧ください。

「1. 概要」でございますが、学校園で働く全教職員の働き方改革を推進するとともに、チーム学校として学校園が一体感を持って働ける職場環境づくりに資するため、

有料道路の認定対象職員を拡大いたします。

「2. 実施内容」でございますが、六甲北有料道路、阪神高速神戸山手線、第二神明道路の認定対象につきまして、従来の「教員のみ」から「全教職員」へと変更いたします。なお、各有料道路の認定要件および指定公署要件に変更はございません。

「3. 実施時期」でございますが、令和8年6月1日といたします。なお、実際の支給につきましては、原則として7月例月給与において遡及して支給いたします。

私どもからは以上でございます。

(組合) 質問よろしいでしょうか。まず、特殊勤務手当の見直しについて、コベカツは一旦学校から引き離して考えるという話だったと認識しているが、ここにきてコベカツに携わる教員にこういう手当を支給することになった経緯を教えてください。

(市) コベカツは学校の業務から切り離しますので、教員がコベカツクラブとして参加する場合は、クラブの方から報酬が出る予定です。しかしながら、今年の9月以降に公式戦や大会を開催するときに、いきなりコベカツ側だけで大会を運営できるかという、なかなか難しいという現状があります。そのため、大会等を安定的に運営するために、教員に当面の間、3年間ほどの予定ですが、週休日に大会の手伝いや審判等について、職務として従事いただくことも想定しています。その際の手当ということで新設をさせていただきました。

(組合) 分かりました。実際、思ったよりも中学校の先生もコベカツに携わる人数が少ないという実態もお聞きしていますので、スムーズなスタートを切るための手立てかなと思っています。手当が出ることに関しては、当然と言えば当然ですがけれども、例えば、この基準となる時間について1、2、3時間以上の次がいきなり6時間以上になるのには、何か根拠があるのでしょうか。

(市) これは、「(2) 対外運動競技等引率に係る手当の時間区分の見直し」でお示ししている3号特勤の時間区分が、元々1、2、3時間以上、その次が8時間以上ということになっております。今回の手当新設にあたり、1、2、3時間以上をベースにしつつ、議論のうえ、3号特勤も含めて8時間以上の区分を6時間以上に変更いたしました。現実的には、3号特勤も6時間程度という申請が多いので、実態に合わせてそういうふうにしたということです。

(組合) おそらく、6時間以上ということは1日仕事になりますよね。

(市) これ以上、細かく時間を区切るのはなかなか難しいと思っています。その中で、本来8時間以上というところを、このたび6時間以上に緩和をさせていただいたものです。

(組合) 「3. 実施日」で、令和11年3月31日までというのが一つの目処ということですか。

(市) 今年の9月からコベカツが始まります。将来的には大会運営等についてコベカツクラブで行っていただきますが、いきなりは難しいのではないかと考え、令和10年度末までの3年間の間で円滑に移行することを目標として、期間設定を行ったものです。

(組合) 有料道路については大歓迎というか、こうでないといけないなと思っています。職種が違って通勤しているのは一緒なので、 それにかかる有料道路代が出るのは大歓迎だと思います。しかしながら、これが有料道路だけでなく、いろんな方面に広がってほしいというのが我々の思いです。例えば、臨時講師でも同じ仕事をしていたら、給料表は2級にするとか、あるいは60歳を超えての定年延長時の給料が7割カットになるというのはどう考えてもおかしなこととっております。そんな中で、有料道路の認定対象職員の拡大については大歓迎です。本日ご提案いただいた2つに関しましては、よく分かりました。ありがとうございます。